

久御山町中央公民館あり方検討委員会設置要綱

平成 29 年 8 月 15 日

(設置)

第 1 条 施設の老朽化及び耐震性能に課題がある久御山町中央公民館（以下「中央公民館」という。）の今後のあり方について有識者の意見を聴取するため、久御山町中央公民館あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、中央公民館の今後のあり方について検討し、意見の提案を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 行政に関し優れた識見を有する者
- (2) 社会教育に関し優れた識見を有する者
- (3) 建築等に関し優れた識見を有する者
- (4) 町内の文化系団体・産業界の関係者
- (5) 町の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、前条に規定する意見の提案までとする。

(委員長)

第 4 条 会議に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員長が会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、総務部行財政課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 15 日から施行する。

久御山町中央公民館あり方検討委員会 委員名簿

平成 29 年 9 月 22 日

役 職	氏 名	備 考
委員長	藤木 秀明	大和大学 経済経営学科 講師
職務代理	樋口 房次	久御山町行政改革推進委員（平成 28 年度） 久御山町青少年健全育成協議会 会長
委員	西村 初江	久御山町社会教育委員
委員	長谷川 徳子	久御山町文化サークル連絡協議会運営委員
委員	金尾 伊織	京都工芸繊維大学 工芸科学研究科 准教授
委員	辻 善晴	久御山町行政改革推進委員（平成 28 年度） (株)ユー・エム・アイ 専務取締役
委員	中村 繁男	久御山町 副町長

(順不同、敬称略)